

介護職員各位

令和2年度処遇改善加算金について

本年も、昨年同様、介護職員の処遇改善を図るため、処遇改善手当を支給します。

毎月の給料に加算します。また、金額等については昨年度と同様となります。

この処遇改善加算金には、社会保険料等法定福利費を含んでおりますので、ご留意ください。

この処遇改善加算を受けるための条件として、職員の資質の向上があります。

- ・施設内での研修や外部研修を積極的に受けること
- ・研修に参加できない人のために内容を伝達すること
- ・介護福祉士やその他の資格取得にチャレンジすること等
(資格取得の為、受験費用等金銭的援助もあります。)

社会福祉法人 崇徳会
マザーアース
施設長 野溝 守

職員各位

特定処遇改善加算について

2020年4月より①技能・経験のある介護職員の処遇改善、②介護にたずさわる職員の処遇改善を目的に、新たに特定処遇改善加算が開始されます。

常勤職員（正職員）を対象とし、下記のように毎月の給与に加算して支給いたします。

A：介護福祉士の資格を持ち、勤続15年以上の介護職の方（他施設経験含む）

月額 14,000円（課長級は月額80,000円）

B：A以外の常勤介護職の方

月額 9,200円

C：A B以外の常勤職員の方（年収440万円以上の者は除く）

月額 4,140円

尚、上記金額には社会保険料等法定福利費を含んでおります。満額給与に加算されるわけではないので、ご留意ください。

社会福祉法人崇徳会

マザーアース

施設長 野溝 守